

相手国政府・ 相手国国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与総 額の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (補註印) (注3)	署 名 者	告示番号 (注4)
ニカラグア	マナグア-エールラマ間橋梁架け替え計画のため贈与に関する日本国政府とニカラグア政府との間の交換公文	マナグア-エールラマ間橋梁架け替え計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	1,878,000千円 H28.12.31まで	H23.6.20 マナグア で (同日)	日本側 柴崎 二郎 駐在ニカラグア大使 ニカラグア側 サムエル・ロペス 外務大臣	H23.6.29 228号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をHO.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。